

令和2年度長崎県デジタルマーケティングに関する調査・運營業務 仕様書

1 業務の目的

国では、訪日外国人旅行のさらなる拡大に向け、デジタルマーケティングを駆使して訪日旅行への関心や意欲を効果的に高めるプロモーションを推進している。

従来、訪日外国人旅行客の旅行先は東京から大阪までのいわゆる「ゴールデンルート」に集中しており、同ルート外に位置する長崎県へ、いかに誘客を図るかが課題である。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、足元の海外旅行需要は世界的に激減しており、収束後においては消費者ニーズ及び旅行のトレンドが大きく変わることも予想されるなど、見通しは不透明である。こうした状況において訪日外国人旅行客のさらなる誘客を図るためには、地域資源を再整理し、対象市場との親和性を確かめ、適切なプロモーションを実施することで、本県独自のポジショニングを確立する必要がある。

そこで、本業務では、本県の地域資源と対象市場の旅行者ニーズとの親和性の検証及び戦略を点検することから始め、デジタルを活用し、予算の範囲内で最大限広域的に、効果的かつ効率的にクリエイティブの制作及び配信を行う。これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことでセグメンテーションとターゲティングの最適化及びインサイトの探求を深め、PDCA サイクルを循環させるデジタルプロモーションを展開し、本県への旅行需要を創出することを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

3 業務内容

比較的早期の市場回復が期待される東アジア（香港、台湾、韓国）、及び長崎県観光連盟が運営する各種SNS（後掲）のフォロワー等へ訴求させることを念頭に、以下の業務を実施すること。

（1）デジタルを活用した効果的な誘客プロモーション等の計画立案のための調査業務

- ・本県の地域資源を活用した訴求テーマを設定し、キーワード・映像・画像等の検索ボリュームなどを調査し、ターゲットのインサイト（購買意欲の核心・潜在意識）に響くか検証する。
- ・映像や画像を活用したプロモーションの有効性に関する調査（テストマーケティングの実施による効果検証など）。
- ・検索動向データ（SNSのキーワード、映像、画像など）に基づくプロモーションの方向性に関する調査及び検証。
- ・今後の市場動向を踏まえたデジタルマーケティングに最適なメディアの調査及び検証。

（2）クリエイティブ制作業務

- ・本県観光及び体験観光メニューの魅力発信に繋がるクリエイティブを制作する。制作

に当たっては以下の点に留意すること。

- ・外国人の視点・意見が反映され、対象国・地域の市場へ訴求性のある内容であること。
- ・本県に対する関心の有無に関わらず、感覚的に見入ってしまうことが期待されるもの。
- ・本県を訪れてみたいと思えるような内容で来訪者の増加への寄与が見込まれるもの。
- ・広告配信結果の比較分析が可能となるよう、訴求ポイントを明確化した複数（10本以上）のクリエイティブを制作すること。
- ・提案者が保有する既存素材等も柔軟に活用し、効率的に複数の制作を行うこと。

（３）広告配信業務

- ・（２）で制作したクリエイティブを活用して広告配信を行う。
- ・広告配信にあたっては、バナー、誘導先のLP等必要なものについても併せて制作を行い、長崎県観光連盟が運営する観光情報サイトへの誘引を図ること。
- ・広告配信の対象者及び目的は以下の通りとする。
 - ① 比較的早期の市場回復が期待される東アジア市場（香港、台湾、韓国）における長崎県への訪問可能性の高い層に対し、将来の旅行先として本県を認知させる。
 - ② 長崎県観光連盟が管理運営する各SNSのフォロワーに対し、長崎ファンとしてのロイヤルティの維持・向上を図る。
Facebook（英語、中国語繁体字、韓国語、タイ語、ベトナム語）
微博（中国語簡体字）
 - ③ その他、業務の目的に照らし、効果的であると思われる対象者（任意提案）
- ・配信時期については、業務期間内に最大限の効果を発揮できるよう、最適な配信スケジュール等を提案すること。

（４）効果測定及び分析業務

- ・本業務について、配信する広告媒体に応じ、広告の表示回数（動画広告の場合は視聴回数）、LPへの誘導数、LP訪問者の属性等の情報を報告すること。
- ・広告の表示回数及び広告からLPへの誘導数については、KPIを示すこと。
- ・これらにとどまらず、広告接触者のカスタマージャーニーや、本県の認知、関心、旅行意欲の向上へ与えた影響についても可能な限り分析を行い、次年度以降におけるデジタルメディアを活用した効果的なプロモーション手法について提案を行うこと。

（５）その他

- ・各業務にかかる撮影、編集、LP制作・運用、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ・業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ・長崎県観光連盟が運営する観光情報サイト（英語、中国語繁体字、中国語簡体字及び韓国語）は2020年11月末の公開を目処に全面リニューアルを進めていることから、広告配信を行う際には、同サイトへの誘導の具体的手法について、前もって協議を行

い、甲の指示に従うこと。

4 報告書等の提出

業務完了後、遅滞無く以下のものを提出すること。

(1) 事業実施報告書

- ・鑑は長崎県観光連盟が定める様式により作成し、1部を提出すること。ただし、詳細につき別紙を添付する場合、別紙の仕様については任意とする。

(2) 成果品

- ・制作したクリエイティブ（バナー、誘導先のLPデータ等を含む）をDVD-ROM等の記録媒体に収めて提出すること。

※編集可能な電子データについても提出すること。

5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務により得られた成果（映像、画像の著作権を含む）は、無償で長崎県観光連盟に帰属するものとする。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から長崎県観光連盟に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が長崎県観光連盟から受領又は閲覧した資料等は、長崎県観光連盟の了解無く公表又は使用できない。
- ③受託者は、本業務で知り得た長崎県観光連盟、長崎県及び事業者等の業務上の秘密を保持すること。契約期間終了後も同様とする。

6 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

7 再委託

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業の一部について、受託者があらかじめ長崎県観光連盟と協議し、長崎県観光連盟が承認した場合は、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

8 その他

目下新型コロナウイルス感染症の流行に伴い訪日旅行が困難な情勢が続いている。今後の見通しについても依然として不透明であることから、業務内容の一部を変更または中止し、減額の契約変更が生じる可能性があることに留意すること。

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要があると認められる場合は、長崎県観光連盟と協議すること。